

旅行業務取扱料金表

※この書面は旅行業法第 12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります

※お申込み前に必ずご確認ください

当社ではお客様の希望により旅行業務をお引き受けする場合、ここに記載された条件によりお引き受けいたします。

また、ここに記載のない事項については当社旅行業約款によります。

国内旅行

区分A	区分B	料金
①取扱料金	宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の30%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき540円、運送機関等1件1手配につき540円、観光券等1件1手配につき540円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,080円の合算額を下限とします。
	宿泊機関等を単一手配する場合 運送機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の30%以内（下限 540円） 観光券等を単一手配する場合観光券等1件1手配につき費用の30%以内（下限1,080円） ※費用が5,400円未満の場合は、取扱料金1,080円申し受けます。
	観光券等を単一手配する場合	観光券等を単一手配する場合観光券等1件1手配につき費用の30%以内（下限1,080円） ※費用が5,400円未満の場合は、取扱料金1,080円申し受けます。
	航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の30%以内（下限1,080円）、航空運賃が5,400円未満の場合は、取扱料金は1,080円を申し受けます。
②変更手続料金	-	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の30%以内。宿泊機関等1件1手配につき540円以上、運送機関等1件1手配につき540円、観光券等1件1手配につき540円、航空券1人1区間につき540円の合算額を下限とします。
③取消手続料金	-	-
④相談料金	お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分：2,160円（以降30分毎に2,160円）
	旅行日程表の作成	日程表1件につき2,160円
	旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,160円
	旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,080円
	お客様の依頼による出張相談	相談料金の各5,400円増し
⑤空港等でのあつ旋サービス料金	-	あつ旋員1名につき10,800円
⑥添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員1名1日につき32,400円
⑦通信連絡料金	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき540円

(注記事項)

- 上記の各料金には消費税が含まれています。
- 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。
- 上記①：旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
- 上記①：「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含まれます。
- 上記①：同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- 上記①：同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- 上記①：「観光券等を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。
同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配として扱います。また、ウエディング等の手配も含まれます。
- 上記②・③：手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。
- 上記②・③：上記①取扱料金は、別途収受いたします。
- 上記②・③：宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。
- 上記⑤：夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,400円増しになります。
- 上記⑤：交通実費は別途申し受けます。
- 上記⑥：添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
- 上記⑦：電話料、その他通信実費は別途申し受けます。